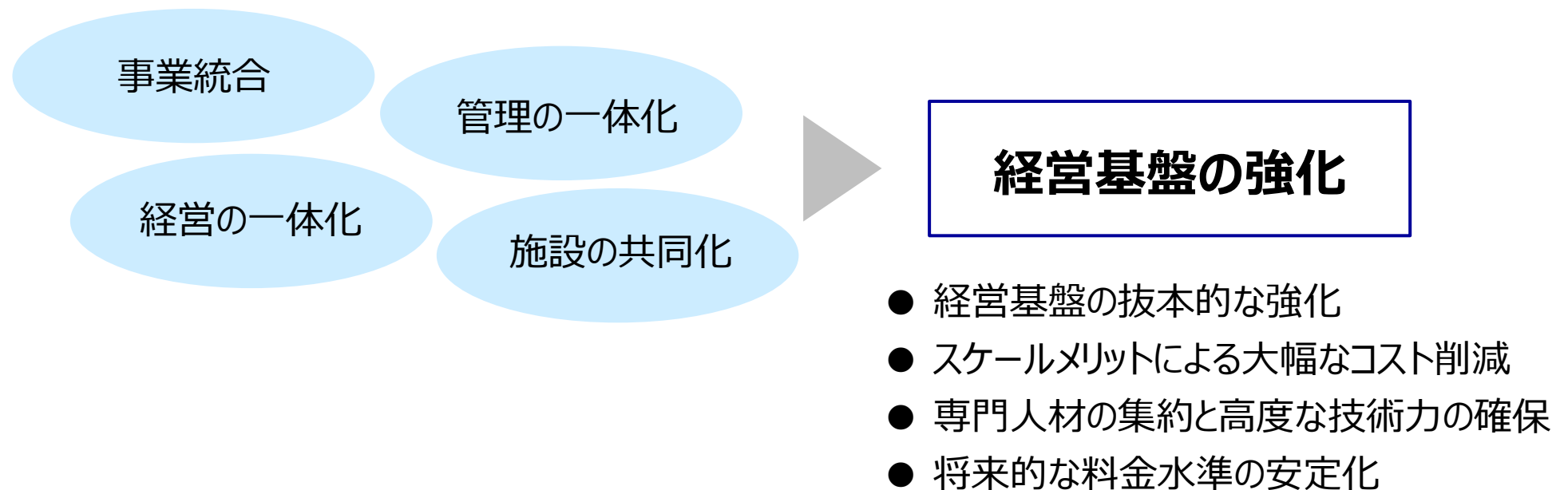


上水道事業と公営簡易水道事業の 統合の必要性について

国および県の方針

経営基盤強化の推進

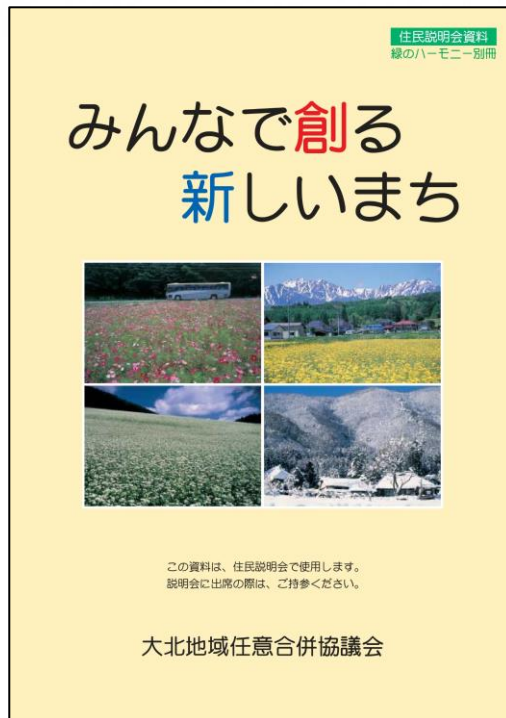
近年、水道事業を取り巻く情勢の変化に対応するため、国は市町村の区域を超えた広域連携や同一区域内における水道事業の統合を推進。



国の方針により、長野県は水道ビジョンにおいて、「行政区内の事業統合によるスケールメリットを生かし、安定的な財政基盤等の構築を図る」とされています。

市の方針

大北地域合併協議会での調整内容（平成18年合併時の資料）



みんなで創る新しいまち

8. 上水道

市道一上水道事業（大町地区）と公営簡易水道事業（八坂・美麻地区）の2本立てで運営しますが、将来的に「15年後を目処に」両事業の統合を目指します。

大町市上水道の水道料金は現行のままとし、八坂村・美麻村の簡易水道は事業と会計を統合し、水道料金は美麻村の例とします。

メーター検計と料金徴収は、大町市の例に統一し、随月検計・随月徴収とします。随月検計・随月徴収とは、奇数月に検計し偶数月に徴収、または、偶数月に検計し奇数月に徴収することです。

大町市の上水道事業は、企業会計で料金収入による独立採算制で運営されていますが、八坂村・美麻村の簡易水道事業は特別会計で運営され、歳入不足は引き続き新市の一般会計から補填されます。

量水器は、合併時に大町市の例により統一し、使用料は無償とします。

【一般家庭用13mmメーターの場合の料金比較表】

区分	大町市		八坂村		美麻村	
	現行	新市	現行	新市	現行	新市
基本料金（8mまで）	1,200円	1,200円	1,700円	1,700円	1,700円	1,700円
超過料金（1mにつき）	140円	140円	250円	150円	150円	150円
量水器使用料	0円	0円	100円	0円	150円	0円

※上記の料金体系については、大町市・美麻村は現行、八坂村は税込とっております。また、新市の料金については、概算料金となっております。

【モデルケース】水道料金試算表
13mmメーターで月20m使用の平均的世帯の月額料金（税込）

区分	大町市		八坂村		美麻村	
	現行	新市	現行	新市	現行	新市
使用水量（20m）	2,730円	2,730円	4,300円	3,360円	3,510円	3,360円

水道関係手数料・給水分担金・工事負担金は、合併時に大町市の例により統一します。

【給水分担金比較表】

区分	大町市	八坂村	美麻村	新市
13mm	31,500円	175,000円	170,000円	31,500円
20mm	84,000円	175,000円	215,000円	84,000円
備考	常時使用が所は口 営業用などの場合 径に関わらず利用 は別に料金設定あり 料金は一定			

（方針内容）

当面、上水道事業と公営簡易水道事業の2本立てで運営しますが、将来的に（15年後を目処に）両事業の統合を目指します。

水道事業の現状

市で運営している水道事業

区分	上水道事業	公営簡易水道事業
定義	・ 水道法第3条第2項 ・ 給水人口が5,001人以上 (R6時点で23,184人)	・ 水道法第3条第3項 ・ 給水人口が 101人以上5,000人以下 (R6時点で1,438人)
給水区域	・ 大町のうち居谷里を除く一円、平のうち加蔵、青木、中綱、海ノ口のうち一津、高瀬入及び鹿島を除く一円、常盤の一円並びに社の一円とする	・ 大町の一部、八坂及び美麻の一円とする

◆水道法（抜粋）

（事業の認可及び経営主体）

第6条 水道事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の**認可**を受けなければならない。

水道事業の現状

平成の大合併により誕生した大町市では、現在でも上水道事業と公営簡易水道事業をそれぞれ運営しており、事業ごとに料金体系も異なっています。

◆上水道料金表

基本料金			超過料金	
基本水量	メーター 口径	料金	用途	単価
10m ³ まで	13mm	1,320円	一般家庭 病院用	154円
	20mm	1,430円		
	25mm	1,540円		
	30mm	1,650円	公衆浴場用	55円
	40mm	1,760円		
	50mm	3,300円		
	75mm	4,180円	その他	176円
	100mm	5,170円		

◆公営簡易水道料金表

基本料金		超過料金
基本水量	料金	
10m ³ まで	1,870円	165円

- ・ 基本料金、超過料金ともに税込価格
- ・ 1ヵ月あたりの料金表
- ・ 水道・・・口径別・用途別料金設定
- ・ 公営簡易水道・・・口径別・用途別区分無し

統合に関する経過と背景

平成18年の合併時に「15年後を目途に統合を目指す」としていましたが、今日まで実現していません。その背景には、主に以下の要因があります。

1 料金格差

公営簡易水道事業は山間地という地理的条件から給水原価が割高であり、上水道料金との間に大きな格差が存在します。この状況で公営簡易水道料金を上水道料金に合わせることは、一般会計からの繰入金が増え市民全体に負担増を強いることから、合意形成が極めて困難。

2 会計制度の統一

上水道事業が「企業会計」であったのに対し、公営簡易水道事業は「特別会計」で運営されており、会計制度が根本的に異なりました。このため、両事業の経営状況を正確に比較・議論することが難しく、統合の前提となる「公営簡易水道事業の企業会計への移行（法適化）」が長年の優先課題とされてきました。

これら2つの根本的な課題があったため、統合の本格的な議論は先送りされ、長年の懸案となっていました。令和6年度に公営簡易水道事業の企業会計への移行（法適化）が完了したことにより、両事業の経営状態の比較や、統合後の収支予測が可能となり、統合に向けた議論の土台が整いました。

水道料金に対する考え方

◆水道法（抜粋）

第14条 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。

2 前項の供給規程は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。

二 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。

四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

◆市町村合併に伴う水道事業統合の手引き（抜粋）：日本水道協会

1 水道料金の基本的な考え方

市町村合併を実施するに当たっては、基本的には、合併後の住民サービスの公平性を確保する観点から、合併時から水道事業を統合して水道料金の統一を図ることが望ましい。

2 料金格差の解消

料金格差が大きい場合や、上水道と簡易水道のように事業形態が異なる場合など、水道料金の均一化が出来ない事情があるために、当面は合併前の水道料金を維持する場合にも、その後できるだけ早い時期に統一料金を目指すなどの調整方法を検討する必要がある。



料金体系の統一化による地域格差の解消

県内における事業統合及び料金の状況

※簡水は公営のみ

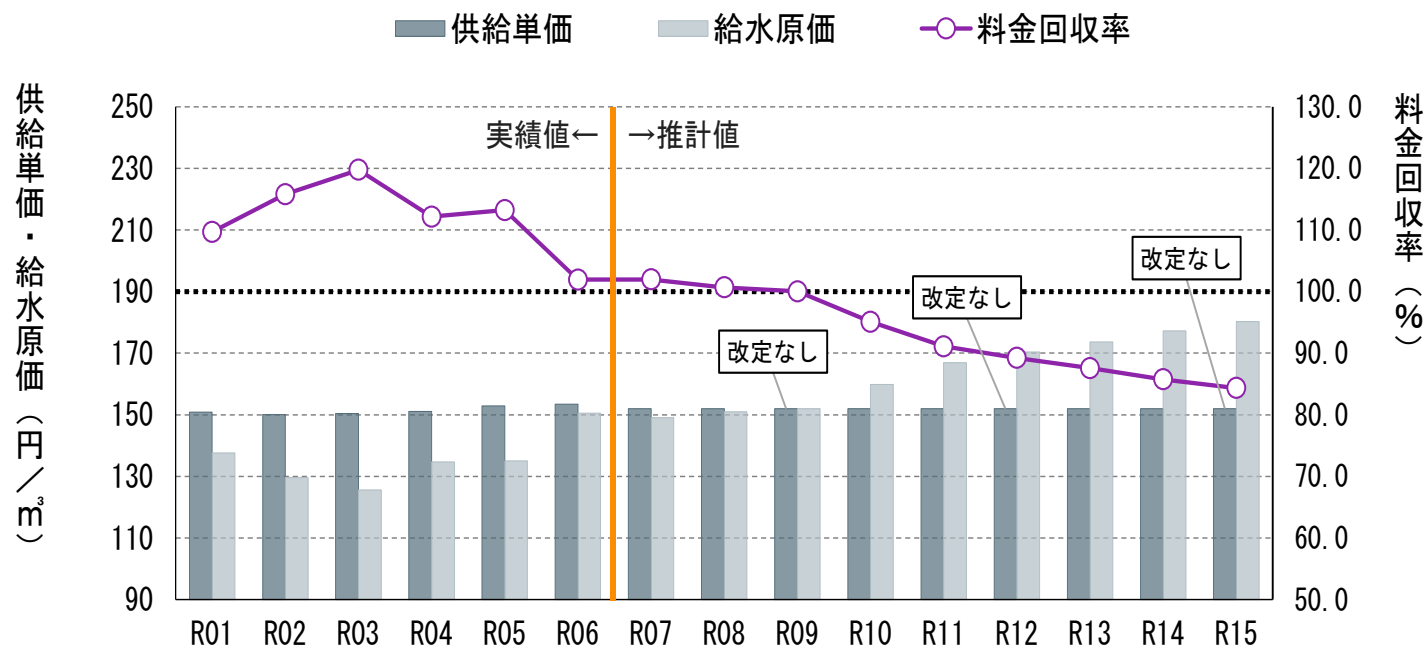
事業者名	上水と簡水の事業 統合・別	上水と簡水の料金 同一・別	備考
大町市	別	別	(上)2,860円、(簡)3,520円
山形村	別	別	(上)4,400円、(簡)5,577円
飯田市	別	同一	
須坂市	別	同一	
伊那市	別	同一	
千曲市	別	同一	
小海町	別	同一	
辰野町	別	同一	
木曽町	別	同一	
木島平村	別	同一	
野沢温泉村	別	同一	
信濃町	別	同一	
松本市	統合	同一	
駒ヶ根市	統合	同一	
飯山市	統合	同一	
塩尻市	統合	同一	
御代田町	統合	同一	
長和町	統合	同一	
池田町	統合	同一	
高山村	統合	同一	

上水道事業の今後と収支予測

上水道事業でこれから起こる事

- 1 給水人口の減少などによる、料金収入の減少
- 2 三日町配水池の築造を代表とする、施設更新費の増大

人口減少などに伴う料金収入の減少と、老朽化施設の更新費用の増大により、**現状の料金水準では令和9年度以降、健全な経営の維持が極めて困難**になると予測しています。安全な水の安定供給という責務を将来にわたり果たしていくためには、仮に統合問題がなかったとしても、**上水道事業の料金改定は避けられない状況**です。



大町市水道ビジョン(改定版) 83ページから抜粋

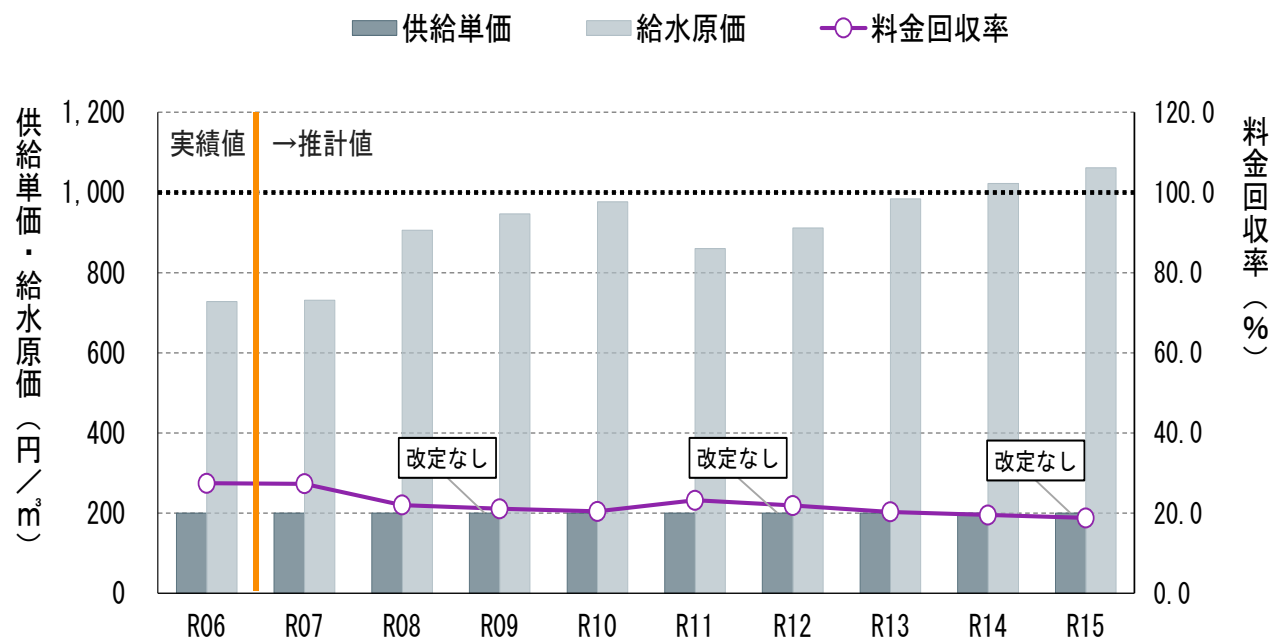
料金改定を行わず、現在の料金水準で財政シミュレーションを行った結果では、令和9年度以降、供給単価が給水原価を下回り、料金収入だけでは事業運営ができなくなります。

公営簡易水道事業の今後と収支予測

公営簡易水道でこれから起こる事

- 1 給水人口の減少などによる、料金収入の減少
- 2 水源の耐塩素性病原生物等対策をはじめとする、多額の施設更新費の発生

山間地に点在する集落へ給水するという厳しい地理的条件のため、**料金回収率は3割**にとどまり、全国平均より極めて低い状況になっています。事業の自立的な維持が難しいため、**現行の料金水準を引き下げることは極め困難で、一般会計繰入金（税金による補填）による財政支援の継続が必要**となります。



大町市水道ビジョン(改定版)

87ページから抜粋

立地や規模などの問題から、料金収入だけでの事業継続が難しい場合もありますが、大町市の料金回収率(R6)は29.51%であり、全国平均の56.19%に対しても低い状況にあります。